

—— 想いをさらにこの場所で、未来へとつなげる ——

◆◆ JA横浜 ◆◆

相続定期貯金

取扱期間 令和4年4月1日[金] ▶ 令和5年3月31日[金]まで

自動継続

スーパー定期貯金

100万円以上

自動継続

大口定期貯金

1,000万円以上

店頭表示金利

+0.2%

(税引後 年0.159%)

期間
6か月

※金利情勢等に大幅な変動があった場合には、
金利上乗せ幅の見直しや取扱いを中止する場合があります。

詳しくは裏面をご覧ください。



商品名	相続定期貯金　《スーパー定期貯金＜単利型＞または大口定期貯金で組入れます》		
ご利用いただける方	金融機関（当JA以外の金融機関を含む）での相続手続完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預けいただける個人の方 ※ご契約の際、他金融機関で相続手続をされた方は、「お預け入れされる方が相続人であること」「金融機関での相続手続であること」「お預け入れ資金が相続により取得した資金であること」が確認できる書類をご提示ください。 【例】●遺産分割協議書の写し　●金融機関に提出した相続手続の依頼書等の写し ●遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの）の写し　●戸籍謄本の写し　●被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し　等		
期　間	●6か月　●自動継続（元金継続または元利金継続）での取扱いとなります。		
預入方法	(1)預入方法	一括預入	
	(2)預入金額	100万円以上相続により取得した金額の範囲内まで	
	(3)預入単位	1円単位	
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。		
利　息	(1)適用金利	預入時の「スーパー定期貯金＜単利型＞」または「大口定期貯金」の店頭表示の利率に年0.2%を上乗せした利率を満期日まで適用します。 自動継続後の適用金利は、原則として「スーパー定期貯金＜単利型＞」または「大口定期貯金」の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。	
	(2)利払頻度	満期日以後に一括して支払います。	
	(3)計算方法	付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。	
	(4)税　　金	20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。※令和19年12月31日までの適用となります。	
	(5)金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。	
付加できる特約事項	スーパー定期貯金＜単利型＞は、マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。		
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。		
	(1)スーパー定期貯金 ＜単利型＞の場合	① 6か月未満・・・解約日における普通貯金利率	
	(2)大口定期貯金の 場合	次の①および②の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率とします。 ただし、計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。 ① 次の預入期間に応じた利率 6か月未満・・・解約日における普通貯金利率 ② 約定利率－ $\frac{（基準利率－約定利率） \times （約定日数－預入日数）}{預入日数}$	
（注）なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。			
貯金保険制度（公的制度）	【保護対象】当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。		
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	【苦情処理措置】本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、総合リスク管理部（電話：0120-62-9311）または口座開設店舗にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 【紛争解決措置】外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA総合リスク管理部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）		
その他参考となる事項	●満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ●本商品は、「自動継続スーパー定期貯金規定＜単利型＞」または「自動継続大口定期貯金規定」を適用します。		

青葉区・緑区・都筑区			泉区・戸塚区			南区・港南区・磯子区・栄区・金沢区		
山内支店	青葉区新石川1-20-10	045(911)1211	中田支店	泉区中田西2-1-1	045(802)8888	港南支店	港南区丸山台1-15-3	045(842)1662
荏田支店	青葉区荏田町378-2	045(911)4489	和泉支店	泉区和泉中央南4-4-5	045(802)1284	日野支店	港南区日野中央2-44-10	045(833)1394
たまプラーザ支店	青葉区美しが丘2-15-1	045(901)3909	いずみ野駅前支店	泉区和泉町5735-8	045(801)2181	港南台支店	港南区港南台3-3-1	045(835)2222
中里支店	青葉区下谷本町40-2	045(973)3004	飯田支店	泉区上飯田町1121	045(802)1211	上大岡支店	港南区上大岡西3-6-16	045(842)0453
たちばな台支店	青葉区たちばな台2-14-12	045(961)4501	中川支店	泉区岡津町145-3	045(811)4331	磯子支店	磯子区田中2-4-8	045(771)4349
田奈支店	青葉区田奈町52-8	045(981)1811	緑園都市支店	泉区緑園1-1-17	045(813)3661	杉田支店	磯子区杉田3-11-21	045(772)5600
長津田支店	緑区長津田5-1-6	045(983)2541	川上支店	戸塚区前田町85	045(822)1131	本郷支店	栄区桂町279-24	045(891)3135
新治支店	緑区中山5-13-1	045(931)2557	舞岡支店	戸塚区舞岡町3086	045(822)1134	本郷東支店	栄区上郷町84-22	045(895)1122
都田支店	都筑区池辺町2707-1	045(941)2301	戸塚支店	戸塚区戸塚町3981-8	045(881)0072	豊田支店	栄区長沼町140-1	045(861)4321
東方支店	都筑区東方町1401	045(942)2311	大正支店	戸塚区原宿4-15-5	045(851)5741	金沢支店	金沢区釜利谷東4-1-12	045(781)5440
都筑中川支店	都筑区中川中央1-26-6	045(912)3711				金沢文庫支店	金沢区片吹69-23	045(785)7131
北山田支店	都筑区北山田2-5-1	045(594)1212						
港北区・鶴見区			瀬谷区・旭区			神奈川区・保土ヶ谷区・西区・中区		
港北支店	港北区大豆戸町207	045(542)1581	原支店	瀬谷区阿久和東4-28-12	045(363)2018	神奈川支店	神奈川区神大寺2-19-20	045(491)1181
小机支店	港北区小机町971-1	045(471)8981	瀬谷支店	瀬谷区本郷2-32-10	045(301)2020	菅田支店	神奈川区菅田町1717	045(472)0221
日吉支店	港北区日吉本町3-31-17	045(563)6161	瀬谷駅前支店	瀬谷区瀬谷4-24-63	045(303)3531	新桜ヶ丘支店	保土ヶ谷区新桜ヶ丘1-20-28	045(351)7171
新田支店	港北区新吉田東8-4-10	045(531)7241	二俣川支店	旭区二俣川1-6-21	045(362)2112	保土ヶ谷支店	保土ヶ谷区西谷4-11-1	045(373)9522
新羽支店	港北区新羽町1625-1	045(547)2811	都岡支店	旭区今宿西町289	045(951)1110	和田町駅前支店	保土ヶ谷区仏向町9-2	045(332)6835
鶴見支店	鶴見区駒岡3-32-27	045(573)1111	白根支店	旭区上白根1-1-5	045(953)1391			